

公 示

「災害時における災害応急対策業務に関する協定（明治記念大磯邸園・造園工事、一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事）」の申請について

標記について、協定締結に参加希望される方は下記により申請書類を提出して下さい。

令和2年12月1日

国土交通省 関東地方整備局

国営昭和記念公園事務所長

片 山 壮 二

記

1. 協定の目的

この協定は、国土交通省関東地方整備局国営昭和記念公園事務所（以下「当事務所」という。）が管理または工事中の施設等に関して、地震・大雨・大雪等の自然現象及び予測できない災害等の発生または発生の恐れがある場合において災害応急対策業務を実施するにあたり、これに必要な建設機械、資材、技術者及び労力について、当事務所と本協定締結企業がその確保及び動員の方法を定め、もって被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

2. 協定内容

- | | |
|-----------|--|
| (1) 協 定 書 | 別冊のとおり |
| (2) 協定範囲 | 明治記念大磯邸園（別紙－1 参照） |
| (3) 協定内容 | 本協定で想定している災害応急対策に関する作業は、造園工事、一般土木工事、維持修繕工事又はアスファルト舗装工事の応急対策等を想定している。 |
| (4) 協定区分 | 造園工事、一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事
（なお、協定区分ごと及びすべての協定区分に申請することも可とする） |
| (5) 協定期間 | 令和3年4月1日から令和5年3月31日まで |

3. 申請者の条件

次に掲げる条件を全て満足する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）令和3・4年度一般競争（指名競争）参加資格業者のうち定期受付において造園工事、一般土木工事、維持修繕工事又はアスファルト舗装工事に申請を行い受理されている者で、令和3年4月1日に認定がなされる者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (4) 協定参加申請書の提出期限の日から協定締結までの期間に、関東地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等措置要領（昭和59年3月29日付建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 神奈川県内、東京都内又は山梨県内において、建設業法に基づく本社・本店又は支店・営業所を有すること。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (7) 災害協定に基づき施工業者等と請負契約を取り交わす時点において、指名停止等の措置要領に基づく指名停止等を受けていなく、施工業者等が法定外労働災害補償制度に加入していること。また、当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であること。
- なお、法定外労働災害補償制度には工事現場単位で随時加入する方式と直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方法があるが、いずれの方式でもよい。
- (8) 平成17年4月1日以降に、神奈川県内、東京都内又は山梨県内で元請けとして完成・引渡し完了した造園工事、一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事、受注金額が500万円以上の施工実績を有すること。（共同企業体構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の工事に限る。）

4. 申請資料の作成及び提出に関する事項

(1) 提出様式は下記のとおりとする。

- ・申請書（様式－1（大磯・造園工事、一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事））
- ・調査票（様式－2（大磯・造園工事、一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事）～様式－4（大磯・造園工事、一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事））

※調査票は令和2年12月1日現在で作成すること。

(2) 申請における審査基準

下記における評価項目についてそれぞれ評価を行う。

評価項目	審査基準	欠格要件
協定に基づく出動要請を行った場合の技術者（現場責任者）の可否 （様式－2（大磯・造園工事、一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事））	出動要請時に派遣できる技術者（現場責任者）について、下記資格等を1つ以上有している技術者を記載する。（複数の申請可） ・技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「林業・林産」又は「森林土木」とするものに限る。）、総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業－農業土木」、「森林－林業・林産」又は「森林－	資格等の保有者がいない場合

	森林土木」とするものに限る)) ・ 1 級又は 2 級造園施工管理技士 ・ 1 級又は 2 級土木施工管理技士 ・ 1 級又は 2 級建設機械施工技士 ・ 建設業法第 7 条第 2 項イ、ロ、ハで定める者。 (イにあつては、土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。)、建築学、都市工学又は林学に関する学科を修めた者。) ・ その他、上記資格と同程度の造園、土木、建設機械分野における資格を有し発注者が認めた者。	
協定に基づく出動要請を行った場合の作業員の可否 (様式-2(大磯・造園工事、一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事))	①出動要請時において動員可能な作業員の人員を記載する。 ②人員は自社、協力会社に所属または手配することが出来る人数とし、協定期間中継続的に確保できるもので災害時に早急に国営東京臨海広域防災公園の災害応急対策業務に対応できる人数を記載する。※1	出動可能な作業員及び建設機械(オペレータを含む)の両方とも確保できない場合。 (作業員又は建設機械(オペレータを含む)のいずれかが出動可能であればよい。)
協定に基づく出動要請を行った場合に出動できる建設機械等の台数 (様式-2(大磯・造園工事、一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事))	①出動要請時に確保可能なクレーン類、運搬車類、掘削機類の保有及び手配状況(オペレータ含む)を記載する。 ②記載内容は、建設機械ごとに名称、規格、数量、所有者(自社・リース会社等の別)、保管場所を記載する。※2 (保管場所及び建設機械は協定期間中、継続的に確保できるものに限る。)	
過去の神奈川県内、東京都内又は山梨県内工事で元請として施工した実績 (様式-3(大磯・造園工事、一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事))	①平成17年4月1日以降に、神奈川県内、東京都内又は山梨県内で元請けとして、完成・引渡し完了した造園工事、一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事の施工実績(500万円以上)のうち代表的なものを1件記載する。 なお、可能な限り国土交通省発注工事(成績60点未満のものを除く)から選定する。 共同企業体構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の工事に限る。 ②工事名、発注機関名、施工場所、契約金額	施工実績が無い場合

	、工期の他、工事概要を記載する。 ③施工実績として記載した工事に係る契約書の写しを提出する。(工事名、契約金額、工期、発注者、請負者の確認できる部分のみでよい。)ただし、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス(CORINS)」に登録されている場合は、提出する必要はない。この場合、記載する工事のCORINSの写しを提出する。	
過去2年間の工事成績評定点の平均点	関東地方整備局(港湾空港関係を除く。)発注工事の平成30年4月1日から令和2年3月31日までに完成した工事の工事成績評定点の平均点。	60点未満
他機関との協定又は契約の締結状況 (様式-4(大磯・造園工事、一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事))	①行政機関との間において、当事務所と同様もしくは類似する災害協定又は契約の締結状況を記載する。 ②締結している場合は、協定又は契約別、名称、機関名、有効期間を記載する。 なお、複数締結している場合は、全てを記載する。 (記載した協定書又は契約書の写しを添付する。) ③災害要請が重なった場合、国営東京臨海広域防災公園の災害応急対策業務に協力するための体制を記載する。	この項目は評価対象としない。 (参考資料とさせていただきます)

※1 作業員の配備に関して、協力会社の作業員については、協力会社の了解を得た旨の証明書(書式自由・了解印必須)を添付する。

※2 「リース会社等」とは、リース及び協力会社をいう。リースの場合は契約書等の写しを協力会社の場合は協定・契約書等の写しを添付する。

(3) 申請書類の提出

1) 担当部局

〒190-8558 東京都立川市緑町3173

国土交通省関東地方整備局 国営昭和記念公園事務所 調査設計課 本橋

TEL 042-524-1089

E-mail motohashi-h8310@mlit.go.jp

2) 申請書類等の交付

国営昭和記念公園事務所のホームページにて交付する。交付期間は令和3年2月2日(火)までとする。

ホームページアドレス：<http://www.ktr.mlit.go.jp/showa/>

上記交付方法による入手ができない場合は、記録媒体（CD-R等）を1）に持参することにより電子データを交付するので、事前に上記1）担当部局にその旨連絡し、1）担当部局に記録媒体を持参すること。

受付期間は令和3年2月2日（火）までの土曜日、日曜日、祝日及び閉庁日を除く毎日8時30分～17時15分までとする。

3) 申請書及び資料の提出方法、受付期間及び受付場所

申請書類は下記の受付期間内に受付場所へ持参又は郵送（書留に限る。必着のこと。）するものとし、FAX及び電子メールによるものは受け付けない。

①受付期間

令和2年12月1日（火）から令和3年2月2日（火）までの土曜日、日曜日、祝日及び閉庁日を除く8時30分から17時15分とする。

②受付場所

4. (3) 1) 担当部局に同じ

③提出部数

1部（A4サイズ）

5. 申請書作成等に対する質問

申請書の作成等に対する質問は、以下のとおりとする。

(1) 提出方法

書面を持参又は郵送により提出すること。FAX、電子メールでも可。

(2) 受付期間

令和2年12月1日（火）から令和3年1月15日（金）までの土曜日、日曜日、祝日及び閉庁日を除く毎日8時30分から17時15分まで

(3) 提出場所

上記4. (3) 1) 担当部局に同じ

(4) 質問に対する回答書は、次のとおり閲覧を行う。

①期間：回答を令和3年1月22日（金）までに作成後、令和3年2月2日（火）までの土曜日、日曜日、祝日及び閉庁日を除く毎日8時30分から17時15分まで閲覧する。

②閲覧場所：国営昭和記念公園事務所 2F 閲覧場所

6. 選定結果の通知

申請書を審査の上、「災害時における災害応急対策業務に関する協定（明治記念大磯邸園・造園工事、一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事）」の選定結果を申請者に書面にて通知するとともに、国営昭和記念公園事務所の掲示板（1F）に掲示する。

なお、通知は令和3年2月19日（金）を予定している。

7. 締結できない者に対する理由の説明

災害協定を締結できない者は、国営昭和記念公園事務所長に対して締結できない理由について、以下に従い書面（自由様式）により説明を求めることができる。なお、持参又は郵送（書留に限る。必着のこと。）するものとし、FAX及び電子メールによるものは受け付けない。

(1) 提出期限

令和3年2月19日（金）から令和3年2月26日（金）までの土曜日、日曜日、祝日及び閉庁日を除く8時30分から17時15分までとする。

(2) 提出場所

4. (3) 1) 担当部局と同じ。

(3) 回答期限及び方法

令和3年3月5日(金)までに書面により回答する。

8. 災害協定の締結

選定結果の通知において、災害協定を締結できる者として通知された者は、以下に従い「災害時における災害応急対策業務に関する協定書(明治記念大磯邸園、一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事

・造園工事、一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事)」を2部作成し提出すること。作成については、別紙-2「協定書の作成について」を参照すること。

なお、持参、郵送又は託送(郵送又は託送は、書留郵便等記録が残るものに限る。)によるものとし、FAX、電子メールによるものは受付けない。

(1) 提出期限

令和3年2月19日(金)から令和3年3月12日(金)までの土曜日、日曜日、祝日及び閉庁日を除く毎日8時30分から17時15分までとする。

(2) 提出場所

4. (3) 1) 担当部局と同じ

(3) 協定書の返却期限

令和3年3月26日(金)までに1部返却する。

9. その他

(1) 申請資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とし、提出された申請資料は、協定申請審査以外の目的で無断使用しない。

(2) 提出された申請資料は、返却しない。

(3) 災害協定締結後の連絡先及び調査に協力すること。

本協定締結後、所定の書式により緊急時、平常時の連絡先及び建設機械、資材、技術者・作業員数等の状況を調査致します。調査内容、時期は以下のとおり。

①調査内容

・緊急時、平常時の担当者連絡先

担当者の氏名、所属部署、役職、会社の直通電話、会社で使用している電子メールアドレス、保有している携帯電話の番号及びメールアドレス

・技術者・作業員の人数及び建設機械等の台数、保有している資材調査

協定に基づく出勤可能な技術者の人数及び作業員の人数、建設機械・資材等の数量及び保管場所

・他機関との協定状況

他機関との災害時における協定又は契約の締結状況

②調査時期

・毎年4月期に依頼する。

③提出先

4. (3) 1) 担当部局と同じ。

④提出方法

・電子メール、郵送、又は持参による。

・土曜日、日曜日、祝日及び閉庁日を除く8時30分から17時15分までとする。

る。

- (4) 協定締結会社は、「総合評価落札方式」における技術評価点の「地域貢献度」で評価（加点）される。
- (5) 本申請の参加資格は、上記3.（2）に揚げる一般競争参加資格の申請を行い受理されている者で、令和3年4月1日に認定がなされる者であることが条件となり、令和3年4月1日に一般競争参加資格の認定がなされない場合は、申請に参加する資格を有しない者のした申請に該当し、申請は無効とする。

様式－１（大磯・造園工事、一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事）

協定参加申請書

令和 年 月 日

国土交通省関東地方整備局
国営昭和記念公園事務所長 様

住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇番

代 表 者 〇〇建設株式会社
代表取締役社長
〇〇 〇〇

印

令和2年12月1日付けで公示のありました「災害時における災害応急対策業務に関する協定（明治記念大磯邸園・造園工事、一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事）」に参加したく申請書を提出します。

なお、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当する者でないこと並びに参加申請書の内容については事実と相違ないことを誓約します。

なお、問い合わせ先及び神奈川県内、東京都内又は山梨県内の本社・本店又は支店・営業所は下記のとおりです。

（問い合わせ先）

担 当 者：〇〇 〇〇

部 署：〇〇本店〇〇部〇〇課

電話番号：（代）〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇（内〇〇〇）

（本社・本店又は支店・営業所）

住 所：〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番

名 称：〇〇支店

電話番号：（代）〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

様式－２(大磯・造園工事、一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事)

令和2年12月1日現在

災害時における災害応急対策業務(明治記念大磯邸園・造園工事、一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事)に関する調査票

会社名:〇〇会社(株)

1. 災害時における災害応急対策業務に関する協定における申請区分

造園工事	一般土木工事	維持修繕工事	アスファルト舗装工事
------	--------	--------	------------

※ 申請区分について、○をつける。なお、複数又は全部に申請可。

2. 協定に基づく出動要請を行った場合の派遣可能技術者の可否

所有資格	人数	備 考
技術士	人	部門は、公示4.（2）のとおり
1級造園施工管理技士	人	
2級造園施工管理技士	人	
1級土木施工管理技士	人	
2級土木施工管理技士	人	
1級建設機械施工技士	人	
2級建設機械施工技士	人	
建築業法第7条第2号イ、ロ、ハで定める者	人	イは、公示4.（2）のとおり
その他発注者が認めた者	人	
合計	人	

※ 会社 に所属する派遣可能技術者の全ての人数を記載し、同一人物が複数の資格を所有している場合は、記載されている資格のいずれか1つを記載すること。

3. 協定に基づく出動要請を行った場合の派遣可能作業員の可否

派遣可能作業員の人数	自 社:	人
	協力会社:	人

※ 協力会社の作業員については、協力会社の了解を得た旨の証明書(書式自由・了解印必須)を添付すること。

4. 協定に基づく出動要請を行った場合に出勤できる建設機械等の台数

(赤字の記載例を消去して黒字で記載して下さい。)

番号	資 機 材 名	規 格	単位	数 量			保有箇所住所	備 考
				自社	協力会社	リース		
記載例	バックホウ	〇〇	台	1	1	1	〇〇県〇〇市〇〇町〇	

※ 協力会社の場合は協定・契約書等の写し、リースの場合は契約書等をの写しを添付する。

※ 同名・別規格の機材は、別項目として記載すること。

※ 同一機材であっても、保管場所が違う場合は別項目とすること。

● 工事の施工実績を下表へ記載すること。(赤字の記載例を消去して黒字で記載して下さい。)

工事名称等	工事名	〇〇〇〇〇〇工事	CORINS登録番号	
	発注機関名	国土交通省 関東地方整備局 〇〇事務所 等		
	施工場所	〇〇県〇〇市〇〇町地先～〇〇県〇〇市〇〇町地先		
	契約金額	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円		
	工期	平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日		
	受注形態等	単体 / 〇〇・〇〇JV(出資比率〇〇%)		
工事概要	分野	造園工事、一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事		
	工事内容	・土工 〇〇m3 ・植栽工 高木〇本		
	施工条件	夜間施工、〇〇〇と近接施工(離隔〇m) 等		

※ 施工実績として記載した工事に係る契約書の写しを提出する。(工事名、契約金額、工期、発注者、請負者の確認できる部分のみでよい。)。ただし、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス(CORINS)」に登録されている場合は、提出する必要はない。この場合、記載する工事のCORINSの写しを提出する。

他機関との災害応急対策に関する協定又は契約の締結状況

会社名：〇〇会社(株)

●他機関との協定または契約を締結している場合は下表に記載すること。（赤字の記載例を消去して黒字で記載して下さい。）

番号	協定・契約 の別	名 称	締結機関名	有効期間	備考
記載 例	○ 協定	〇〇〇災害協定	〇〇県	平成〇年〇月〇日～ 令和〇年〇月〇日まで	〇〇町建設業組合として
	契約				
	協定				
	契約				
	協定				
	契約				
	協定				
	契約				
	協定				
	契約				
	協定				
	契約				

- ※ 実績として記載した協定書または契約書の写しを提出すること。
- ※ 上表の協定・契約の別欄は、該当項目に「○」を記載すること。
- ※ 地元建設業組合等の団体名義で、協定を締結している場合には、
締結機関名に団体等の協定相手、備考欄に組合等の名称を記載すること。
また団体等への加入を証明できる資料を提出すること。
- ※ 上表に記載しきれない場合は、適宜挿入のこと。

●災害要請が重なった場合の国営昭和記念公園事務所に協力するための体制を記載する。
（上記で他機関等で協定又は契約を締結している場合に記載する。）
複数の協定を締結している場合、複数のグループで個別に対応する等、
国営昭和記念公園事務所（明治記念大磯邸園・造園工事、一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事）の協定に対する体制を記載すること。

災害時における災害応急対策業務に関する協定書

(明治記念大磯邸園・造園工事、一般土木工事、維持修繕工事、 アスファルト舗装工事)

国土交通省関東地方整備局国営昭和記念公園事務所長 片山 壮二(以下「甲」という。)
と、〇〇〇〇(株)代表取締役 〇〇〇〇(以下「乙」という。)とは、災害時における国営
昭和記念公園事務所所管施設等の災害応急対策業務(以下「業務」という。)の実施に関し、
次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、国土交通省関東地方整備局国営昭和記念公園事務所(以下「当事務所」という。)が管理または工事中の施設等(以下「所管施設」という。)に関して、地震・大雨・大雪等の自然現象及び予測できない災害等の発生または発生の恐れがある場合において業務を実施するにあたり、これに必要な建設機械、資材、技術者及び労力について、甲、乙がその確保及び動員の方法を定め、もって被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲は、所管施設に災害が発生し、または発生の恐れがある場合において必要と認めるときは、乙に対し、業務の協力を要請することができるものとする。
2. 乙は、甲から協力要請があった場合は、これに協力するものとする。

(業務の実施範囲)

第3条 業務の実施範囲は、明治記念大磯邸園(別紙-1)とする。
2. 甲が特に必要として上記で規定する以外の範囲に出動を要請するときは、乙に協議するものとする。

(業務内容)

第4条 協定が適用される区分は、造園工事、一般土木工事、維持修繕工事又はアスファルト舗装工事に関する応急復旧等とする。
2. 甲が乙に対し要請を行う業務の内容は、以下のとおりである。
①緊急措置
公園利用者等の安全確保を図るため、危険箇所にバリケードやロープ等の設置及び注意喚起の措置を周知する案内板や標識等を設置する。
また、必要に応じて甲が保有する災害対策用建設機械等の運搬及び操作を行うものとする。
②応急措置
被災施設等の機能を確保するため、各被災箇所の状況に応じた応急復旧作業を実施する。
③防災訓練
災害発生時を想定した出動訓練、甲乙間の情報連絡訓練等を行うものとする。
なお、参加に伴う費用負担は乙が行うものとする。

(建設資機材等の報告、提出)

第5条 乙は、あらかじめ業務の実施に必要な組織及び稼働可能な建設機械並びに使用可能な資材、労力（以下「建設資機材等」という。）の数量等を把握し、書面により甲へ報告するものとする。

2. 前項の建設資機材等に著しい変動があった場合、または甲の要請があった場合は、保有状況を速やかに甲へ書面により報告するものとする。
3. 甲は、甲が保有する建設資機材等について、あらかじめ乙に書面により通知するものとする。

(建設資機材等の提供)

第6条 甲及び乙は、それぞれから要請があった場合は、特別な理由がないかぎり、相互に建設資機材等を提供するものとする。

(業務の出動要請)

第7条 甲は乙に対し、第2条に基づき業務を出動要請する場合は、以下のとおりとする。

- ①甲は乙に対し、第2条に基づき業務の出動要請する場合は、別途指定する書面より行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ない状況において電話等にて要請を行った場合、甲は速やかに書面を作成し、書面の提示が可能となった時点で遅滞なく乙へこれを提示するものとする。
- ②乙は、出動要請を受けた場合は、速やかに現場責任者を定め、甲に氏名・連絡先を報告するものとする。
- ③乙は、災害発生時に甲が連絡体制、人員の確保状況、建設資機材等の確認を実施した場合、速やかに調査し報告するものとする。

(契約の締結)

第8条 甲は、第7条に基づき、乙に出動を要請したときは、遅滞なく随意契約を締結するものとする。

ただし、情報連絡訓練等、実働を伴わない軽微な内容の場合を除く。

なお、乙は随意契約の締結にあたり、法定外労働災害補償制度に加入しているものとする。

(甲、乙相互の連絡窓口)

第9条 乙は、甲との連絡窓口（社内の指示体制を把握し、甲の要請に対し責任ある対応の出来る者）を定めておくこと。

2. 甲、乙の連絡窓口（氏名、役職、連絡先（平日、休日の電話、メール等））は、甲、乙間で共有するものとし、本協定以外の目的には使用しないものとする。

(業務の指示)

第10条 業務の直接の指示は、当事務所建設監督官（大磯）及び当事務所職員等（以下「職員等」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

(業務の実施報告)

第11条 乙は、第7条に基づく出動要請を受諾した場合、直ちに出勤し業務を実施するものとする。

2. 乙の現場責任者は、出勤後遅滞なく作業時間・体制及び使用建設資機材等を職員等に書面により報告するものとする。

(業務の完了)

第 12 条 乙は業務が完了したときは、直ちに職員等へ書面により報告するものとする。

(費用の請求)

第 13 条 乙は業務完了後、当該業務に要した費用を第 8 条により締結した契約に基づき甲に請求するものとする。

(費用の支払い)

第 14 条 甲は第 8 条により締結した契約に基づき請求を受けたときは、内容を精査し第 8 条に基づき費用を支払うものとする。

(第三者に及ぼした損害)

第 15 条 業務の実施において、第三者に損害を及ぼした場合、乙がその損害を賠償しなければならないものとする。ただし、その損害の内、甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担するものとする。

2. 甲、乙双方の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼしたとき、または建設資機材等に損害が生じたときは、乙は、その事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について、甲乙協議し定めるものとする。

(有効期限)

第 16 条 この協定の有効期限は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。

(法定外労働災害補償制度への加入)

第 17 条 災害協定に基づき請負契約を取り交わす時点において、乙は法定外労働災害補償制度に加入していなければならない。この際、当該法定外労働災害補償制度は、元請け・下請けを問わず補償できる保険であるものとする。

なお、請負契約の条件となる法定外労働災害補償制度は、工事現場単位で随時加入する方式、または直前 1 年間の完成工事高により掛け金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式のいずれの方式であってもよいものとする。

(協定の解約)

第 18 条 甲もしくは乙において、協定を継続できない事情等が発生したときは、甲乙協議のうえ協定締結を解約することができる。

2. 乙において取引停止の事実や不当たりの事実や情報、会社更生法・民事再生法の申請等があった場合、甲は書面による通告を持って本協定を解約することができる。

(その他)

第 19 条 この協定に定めない事項、または疑義を生じた事項については、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

2. 第 4 条③に基づく防災訓練は、総合評価落札方式等の地域への貢献度という災害活動実績には認めないものとする。

この協定の証として本書を 2 通作成し、甲乙記名捺印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 国土交通省 関東地方整備局
国営昭和記念公園事務所長
片 山 壮 二

乙 ○○○○ (所在地)
○○○○○ (株)
代表取締役 ○○ ○○

別紙－１ 協定範囲

災害時における災害応急対策業務に関する協定(明治記念大磯邸園・造園工事、一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事)の範囲
(赤囲みの範囲)(令和3年4月1日～令和5年3月31日)



協定書の作成について

- 協定書は、A4袋とじとし、白黒で作成してください。
- 協定の締結日は空欄としてください。（事務所長印を押印後、当方で記入します。）
- 協定締結者は、申請書に記載した代表者としてください。
（異動等があった場合は後任者としてください。）
- 割り印をしてください。（下図参照。 中間ページに割り印は不要です。）
- 協定書の構成は、以下のとおり綴ってください。
 - ・ 協定書
 - ・ 別紙－ 1 協定範囲

【表】

災害時における災害応急対策業務に関する協定書

() () () ()

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

印

割印の押印をお願いします。

【裏】

印

割印の押印をお願いします。

袋とじ